告　示

○宮内庁告示第二号

天皇皇后両陛下は、神宮御参拝につき、三月二十五日から同月二十八日まで三重県へ行幸啓になる。

平成二十六年三月十二日

宮内庁長官　風岡　典之

○総務省告示第七十八号

航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）第一条第二項の規定に基づき、昭和四十七年自治省告示第二百四十四号（航空機燃料譲与税法第一条第二項の市町村を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月以後の譲与時期に係る航空機燃料譲与税について適用する。

平成二十六年三月十二日

総務大臣　新藤　義孝

「鹿児島県　枕崎市
同　霧島市」を「鹿児島県　霧島市」に改める。

○法務省告示第百七号

栃木市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十六年三月十二日

法務大臣　谷垣　禎一

栃木県下都賀郡富田宿八十八番地　栗田國太郎

○外務省告示第六十六号

平成二十六年二月十八日にジャカルタで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十六年三月十二日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドネシア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインドネシア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　六百二十三億三千四百万円（六二、三三四、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につきこの書簡の付表2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インドネシア共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、インドネシア共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずくこの書簡の付表3欄、付表4欄及び付表5欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約の各々は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　この書簡の付表5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、インドネシアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払の責任も、インドネシア共和国政府が負う。

5　インドネシア共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（2(1)に規定する借款契約において言及されるものであって、国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定めるもの）に適合するように調達されることを確保する。

6　インドネシア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7(1)　インドネシア共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連して課されるインドネシアの財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　インドネシア共和国政府は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社が借款に基づいて行う生産物又は役務の供給から生ずる所得に関する全てのインドネシアの財政課徴金及び租税を負担する。

(3)　インドネシア共和国政府は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社自身の資材及び設備であって計画の実施に必要なものの輸入及び再輸出に関する全てのインドネシアの関税及び関連の財政課徴金を負担する。

8　インドネシア共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が、この了解に基づく両政府の権利及び義務に影響を及ぼすことなく、インドネシア共和国の関係法令に従って、適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びインドネシア共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　インドネシア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年二月十八日にジャカルタで

インドネシア共和国駐在
日本国特命全権大使　鹿取克章

インドネシア共和国
外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長　ユリ・タムリン閣下

○法務省告示第百八号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十六年三月二十九日から効力を生ずる。

平成二十六年三月十二日

法務大臣　谷垣　禎一

北海道深川市長
北海道雨竜郡沼田町長
北海道雨竜郡秩父別町長
北海道雨竜郡妹背牛町長
北海道雨竜郡北竜町長

○法務省告示第百九号

次の難民認定証明書は、効力を失ったので、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二の七第二項の規定により告示する。

平成二十六年三月十二日

法務大臣　谷垣　禎一

難民認定証明書の番号及び日付

各15―11　平成17．2．17．